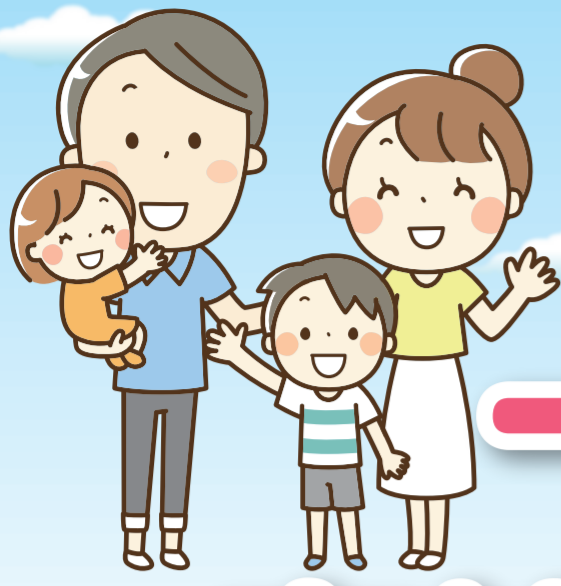


小児医療費助成制度の拡充のお知らせ



令和8年9月から 一部負担金を廃止し 高校生年代まで拡大します

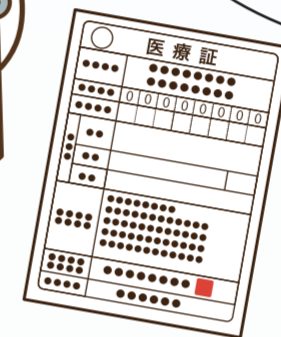
令和8年8月31日までの制度内容

	0歳～小学校3年生	小学校4年生～中学校3年生
助成範囲	通院・調剤・入院、 全額助成	通院：1回500円まで窓口負担あり (市民税所得割非課税世帯は全額助成) 調剤・入院：全額助成
所得制限		なし
医療証		あり



Q.高校生年代とは？

A.18歳に達した日以降の
最初の3月31日までの
方を示します。



令和8年9月1日以降の制度内容

	0歳～高校生年代
助成範囲	通院・調剤・入院、全額助成
所得制限	なし
医療証	あり

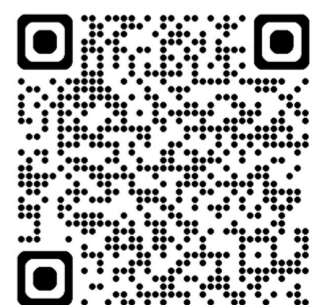
小児医療費助成制度は保険医療費の自己負担分(2割または3割)を助成するものです。(食事療養負担額を除く)
そのため差額ベッド代や予防接種等の健康保険の対象外のものは助成できません。



小児医療の資格を取得するには、**申請が必要です。**
高校生年代の対象者宛てに、令和8年5月下旬頃に**申請勧奨のお手紙を送付します**ので、オンラインまたは郵送にて必ずお手続きをしてください。期日までに申請いただいた方については、**8月下旬頃に小児医療証を郵送します。**

詳細は市のホームページで
お知らせします。
「川崎市 小児医療」で検索もしくは
下のQRコードを読み取りください。

川崎市 小児医療



川崎市 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当
☎044-200-2695 FAX.044-200-3638
E-mail ✉45kodoka@city.kawasaki.jp